

第1部
序 論

1 計画策定の趣旨

本町では、平成18年3月に、平成27年度を目標年度とする中泊町長期総合計画を策定し、「大地の恵と海の幸 心ひとつに希望のまち」を基本理念として、「活力」・「安心」・「快適」・「協働」をテーマに、各種振興施策の積極的な推進に努めてきました。

しかしながら、少子高齢化の進展、住民の意識・価値観の多様化、急速な情報化や国際化、さらには地球規模での環境問題など町内外を取り巻く社会経済情勢は著しく変化してきており、新たな発想で長期的な視野に立った制度や仕組みの再構築が求められています。

このような中で、今後さらに厳しさを増すことが予想される本町の財政状況等も勘案し、本町の地域特性や固有の資源を活かすような「地域創生」に取り組むとともに、各種の政策課題に対して住民の主体的な取り組みや役割分担による協働と連携の方針を探り、これからの時代にふさわしい誇りの持てるまちづくりを進めていくことが必要です。

そこで中泊町長期総合計画の目標年度が平成27年度であることから、本町の目指す将来の姿とその実現のための政策をまとめ、新たなまちづくりの指針となる第2次中泊町長期総合計画（以下、「本計画」とします。）を策定するものです。

本計画の推進にあたっては、まちづくりの計画的で着実な実行と地域全体での共有を図るとともに、多様な主体がまちづくりの方向とそれぞれの役割を理解し、協力・連携体制のもとに、協働のまちづくりの実現を目指します。

2 計画の位置づけと役割

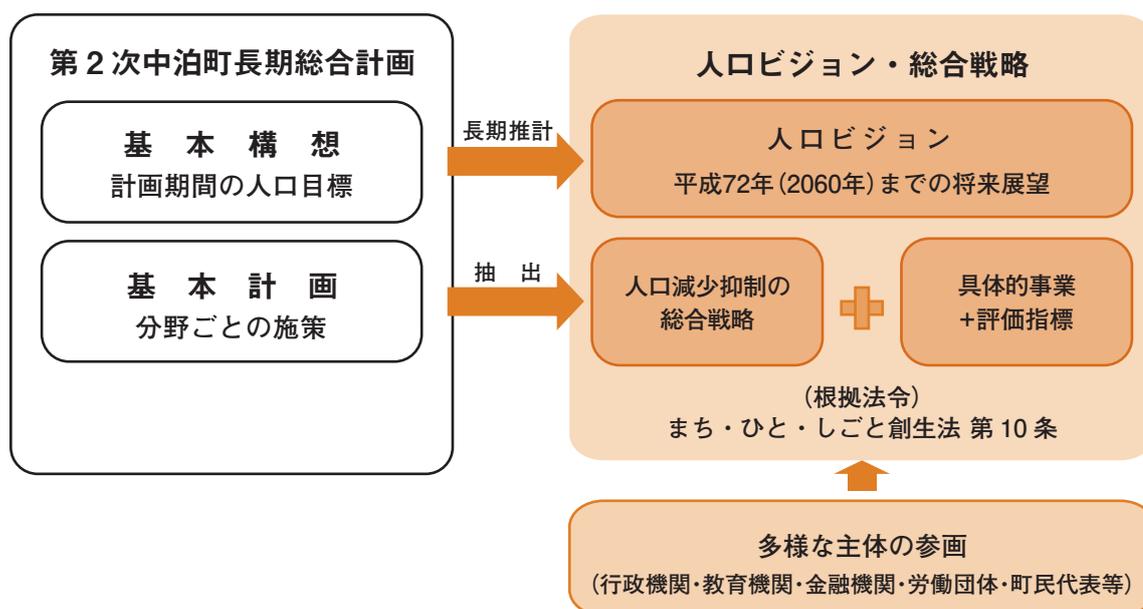
本計画は、町政の最上位計画に位置づけられ、私達が目指す将来のまちの姿や基本的な行政の取り組みを定める10年間の長期計画であり、住民と行政がともに進めるまちづくりの指針となるものです。

一方で、町ではこれまでも多くの計画を策定しています。これらの計画は、保健福祉、環境、生活基盤、行財政運営など、各分野における法令の制定・改正や直面する課題などに対応するために、町政運営上、必要に応じて策定してきたものです。

したがって、各分野で策定する個別計画は、本計画で示す将来像と目標を実現するために社会情勢や制度改正に的確に対応する、より具体的な施策・事業計画と位置づけます。

なお、地方創生に向けて推進を図る「中泊町人口ビジョン」、「中泊町まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、本計画での取り組みと相互に連動した事業の推進を図ります。

図表 (参考) 長期総合計画との創生総合戦略関連

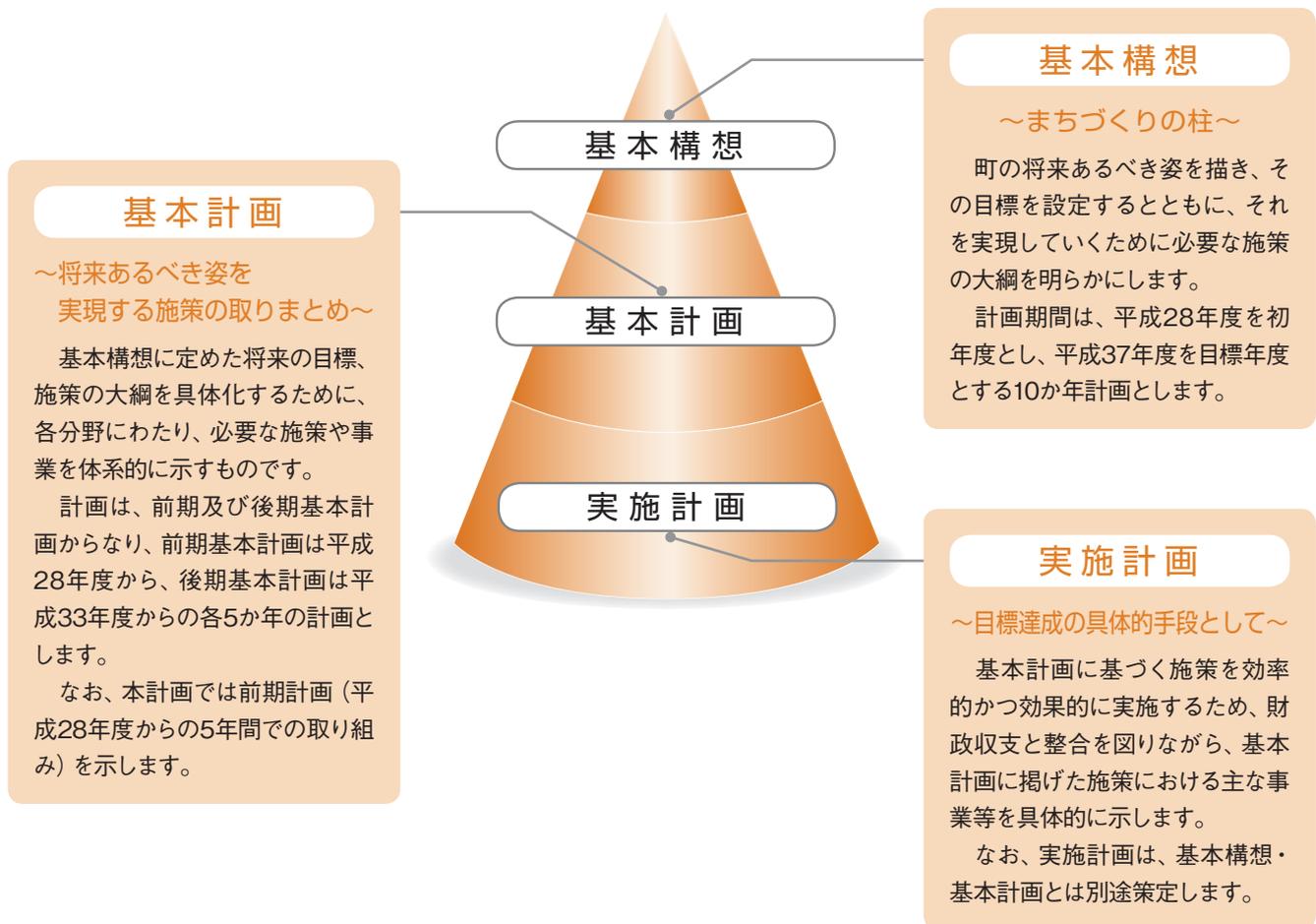


3 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により構成します。
各要素の役割及び計画期間は、次のとおりです。

図表 計画の構成



(2) 計画期間

基本構想及び基本計画の計画期間は以下のとおりです。

[基本構想] 平成28年度（2016年度）～平成37年度（2025年度）

[基本計画] 前期 平成28年度（2016年度）～平成32年度（2020年度）

後期 平成33年度（2021年度）～平成37年度（2025年度）

1 中泊町の姿

中泊町は、津軽半島の中央部を走る津軽山地の西側に位置する北津軽郡に属し、西はつがる市と日本海、南北は五所川原市、そして東は外ヶ浜町と接しています。

町域は中里地域が東西約13km、南北約21km、小泊地域が東西約13km、南北16km、総面積は216.32km²となっています。

中里地域は、総面積の約6割が山地で、約3割が平地であり、袴腰岳（標高628m）をはじめとする山地は、スギ・ヒバなどの針葉樹林を中心とした国有林となっています。南西部には、白神山地に端を発して津軽平野を縦断する岩木川が流れ、いくつかの支流を集めて汽水湖の十三湖に注いでいます。河口付近の平野地帯は地下水位の極めて高い低湿地で、堆積により稲作などに適した肥沃な土壌となっています。集落は津軽中里駅周辺、国道339号沿い、河川沿いなど、山裾から低地にかけて形成されています。山裾の集落付近には数多くのため池があります。

小泊地域はそのほとんどが山地丘陵地で、平地は大変少なく、西側は日本海に面しています。西南部に伸びた半島は権現崎と称され、標高229mの尾崎山があります。西側の日本海沿岸は海蝕崖となって海に迫り、東部の町境線は標高586mの矢形石山をはじめ400～500mの低い峰が連なっており、峰までの間は概ね10～30度の傾斜を持つ国有林地帯となっています。集落は小泊港、下前漁港などの漁港付近に形成されています。

図表 中泊町の位置

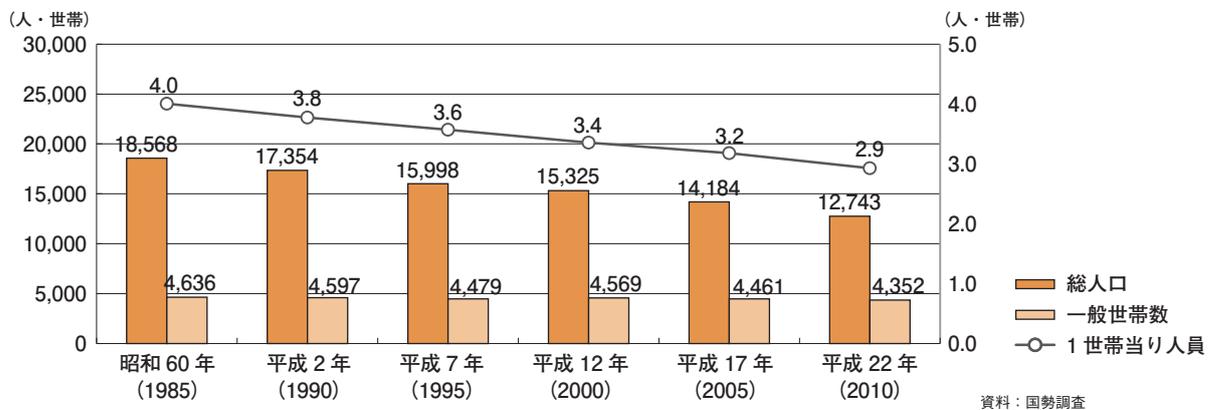


2 人口・世帯

(1) 人口・世帯（総数）の推移

国勢調査による本町の総人口は漸減しており、平成22年（2010年）総人口は12,743人となっています。また、一般世帯数、1世帯当たりの人口についても減少傾向にあり、平成22年（2010年）の一般世帯数は4,352世帯、1世帯当たりの人口は2.9人/世帯となっています。

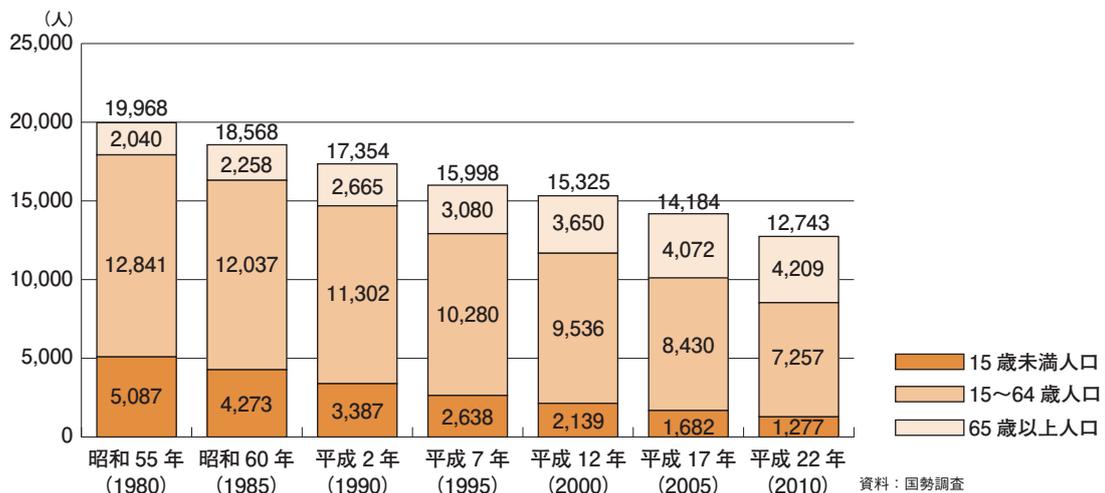
図表 人口・世帯の推移



また、年齢別（3区分）の推移をみると、15歳未満人口と15～64歳人口は漸減する一方、65歳以上人口は増加しています。

平成22年（2010年）の15歳未満人口及び65歳以上人口を昭和55年（1980年）時点の各区分の人口と比較すると、平成22年（2010年）の15歳未満人口は1,277人（3,810人減）、65歳以上人口は4,209人（2,169人増）となっており、近年、少子高齢化の進行が加速している状況がうかがえます。

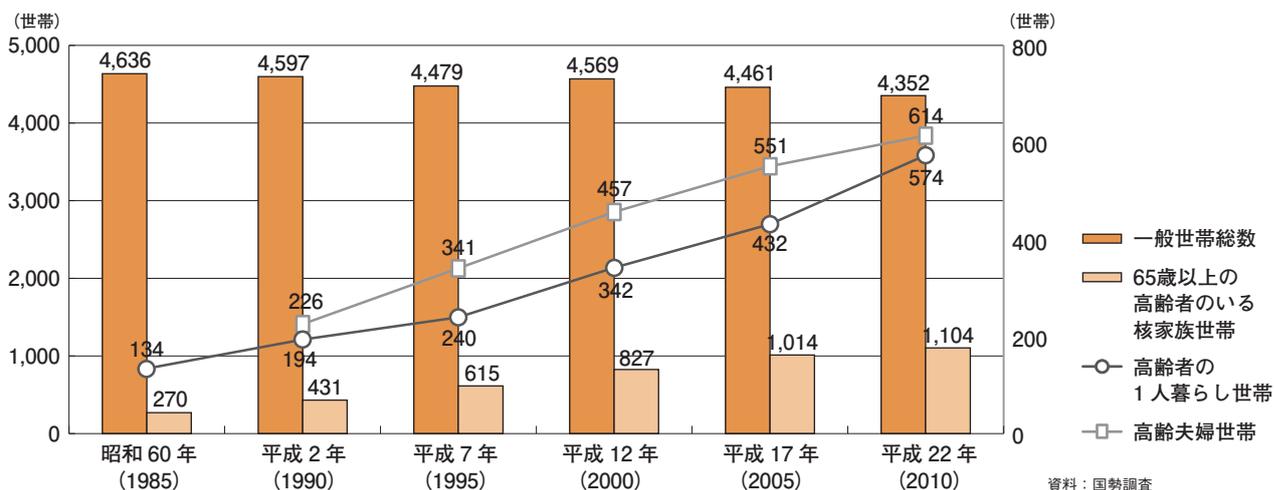
図表 人口の推移（年齢3区分）



(2) 世帯数の推移

国勢調査による世帯の推移をみると、一般世帯数が減少している中で、高齢化の進行とともに、高齢者のいる世帯及び高齢者単身世帯は増加傾向にあります。

図表 世帯状況の推移



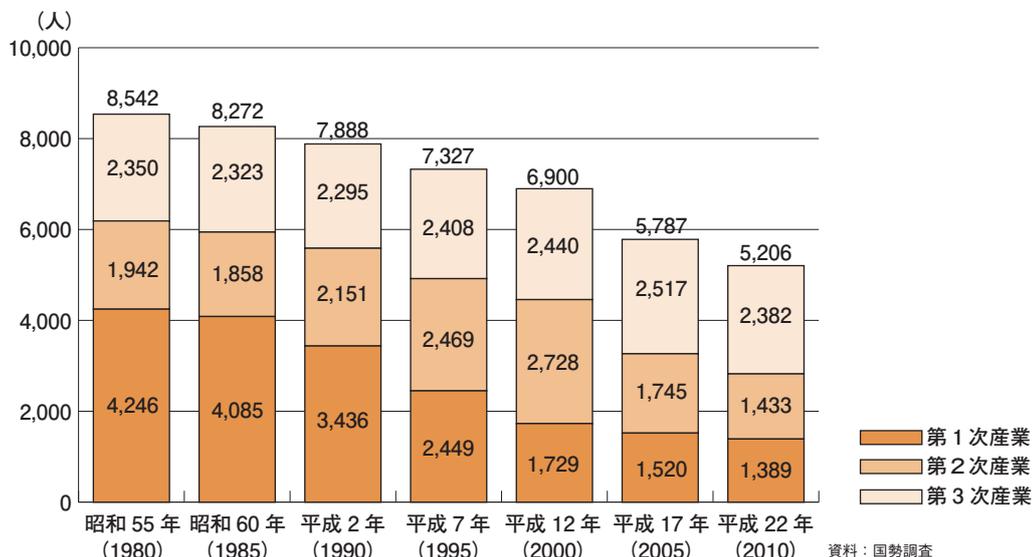
3 産業・地域経済

(1) 産業構造

国勢調査における町内の産業別就業者数の推移をみると、第1次・第2次産業に従事する就業者数が減少する一方で、第3次産業の就業者は増加していましたが、平成22年（2010年）以降は、いずれの分野でも就業者が減少し、5,206人となっています。

なお、平成22年（2010年）の産業別就業人口から、町内産業は第3次産業が中心の就業構造となっています。

図表 産業別就業者数の推移

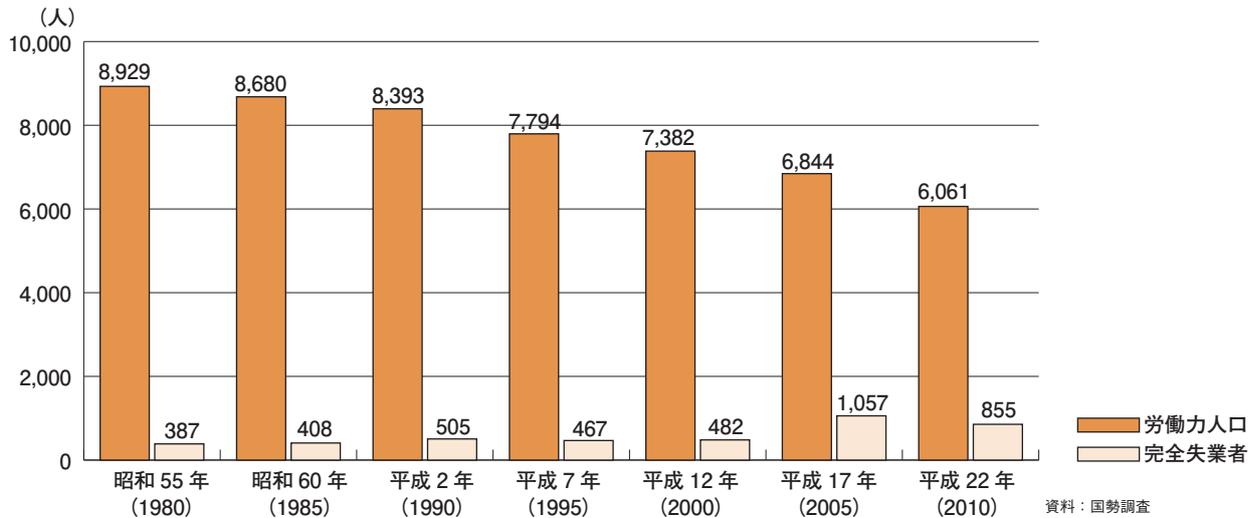


(2) 労働人口

労働力人口は就業者数とともに減少傾向にあり、平成22年（2010年）の労働力人口は6,061人となっています。

また、完全失業者数については、各年によって増減がみられますが、特に平成17年（2005年）・平成22年（2010年）の完全失業者数が高くなっています。

図表 労働人口の推移

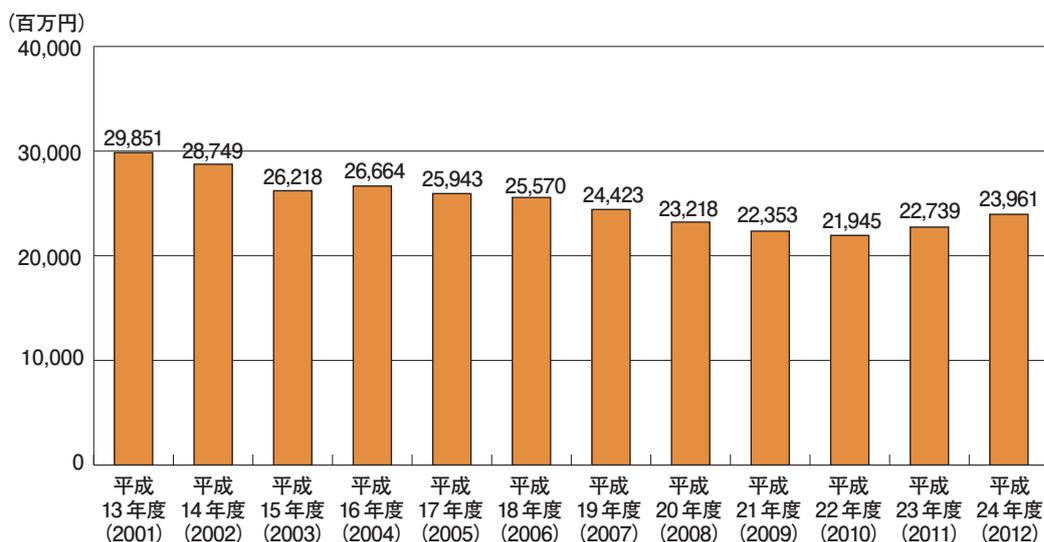


(3) 町内総生産

平成13年度（2001年度）から平成24年度（2012年度）の市町村民経済計算における町内総生産の推移をみると、期間の町内総生産は平均251.3億円で推移しています。

平成20年度（2008年度）からは、世界経済の急速な悪化等もあり、平成22年度（2010年度）にかけてマイナス成長となっていました。以降はプラス成長となり、平成24年度（2012年度）における町内総生産額は、239.6億円、前年度比5.4%増となっています。

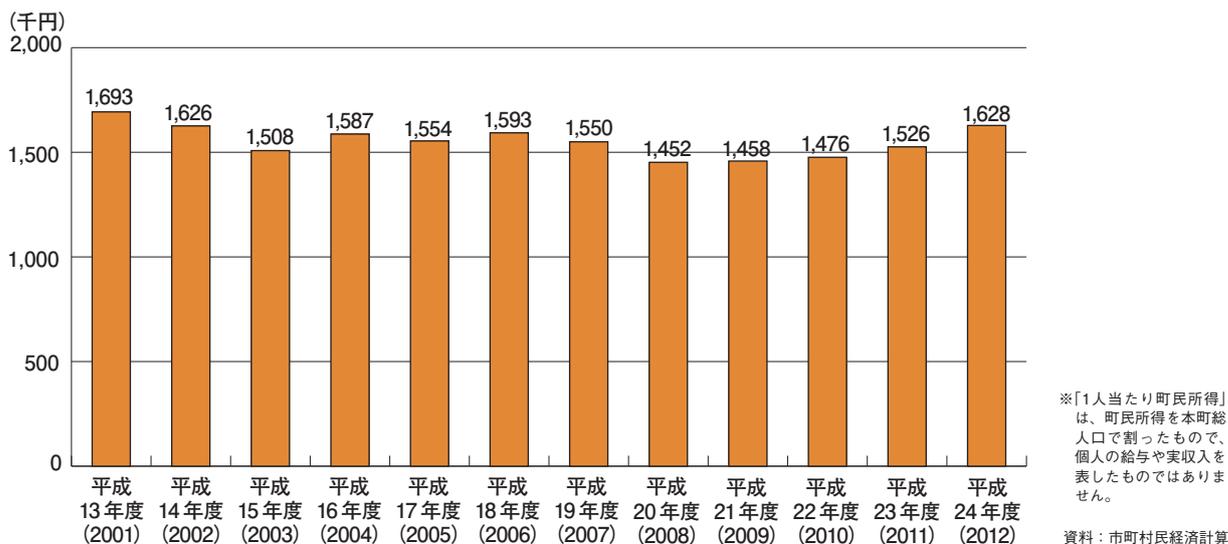
図表 町内総生産の推移（2001年～2012年）



(4) 1人当たり町民所得の推移

平成13年度（2001年度）から平成24年度（2012年度）の市町村民経済計算における1人当たり町民所得の推移をみると、期間の1人当たり町民所得の平均は155.4万円となっており、平成24年度（2012年度）における1人当たり町民所得は、162.8万円、前年度比6.6%増となっています。

図表 1人当たり町民所得の推移の推移（2001年～2012年）



4 時代の潮流と求められる取り組み

(1) 人口減少・少子高齢化社会の到来

[社会の動向]

- わが国は、世界でも類をみないほど少子高齢化が急速に進み、人口減少時代に突入しており、少子高齢化の進行と相まって、これまで国を支えてきた社会経済システムの持続可能性が危惧されています。
- 近年の景気の低迷に加え、今後においても、人口減少等に伴う国内消費の縮小により、経済の大幅な伸びは見込みにくい状況にあります。
- 国・地方ともに厳しい財政状況下にあつて、高齢者人口の増加に伴い社会保障費などの財政負担は増大することが見込まれており、費用対効果を念頭にハード・ソフト両面から既存資源を有効活用するなど、少子高齢化や人口減少を見据えたまちづくりを一層進めることが求められています。

[本町に求められる取り組み]

- 国立社会保障・人口問題研究所による本町の将来人口の見通し（平成25年3月推計公表）は、平成37年（2025年）におよそ9,195人と見込まれており、人口減少がそのまま進行した場合、地域経済規模や労働力人口の減少、担い手不足による地域活力や地域機能の低下など、様々な影響が懸念されます。
- 核家族や高齢者のみの世帯、高齢者のひとり暮らし世帯が増加するなど、世帯構成も変化してきており、こうした人口構造や世帯構造の変化がもたらす課題に対し、地域全体で取り組んでいくことが必要となっています。

(2) 地域経済の変化

[社会の動向]

- 経済活動のグローバル化や情報化などの影響を受け、※TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）のような多国間貿易協定参加に向けた動きが顕在化し、平成27年11月には大筋での合意がなされるなど、あらゆる産業分野において、国際間・地域間の競争は激化しています。
- 観光や産業の振興などにおいては、外国からの来訪者や旅行者も増加しており、新たな交流機会が広がっています。
- 労働環境では、非正規雇用が増加するなど、雇用形態の多様化による賃金格差の拡大が社会問題になっています。

※TPP：環太平洋パートナーシップ（Trans-Pacific Partnership）協定。太平洋を取り囲む国々の間で、モノやサービス、投資などができるだけ自由に行き来できるよう、各国の貿易や投資の自由化及びルールづくりを進めるための国際約束（条約）として交渉が行われている。

[本町に求められる取り組み]

- 豊かな自然環境とその資源に支えられた第1次産業が基幹となる本町においては、TPP等における制度の変化や国や県の動きに対応し、主要農水産品目ごとの対策をはじめ、生産性の向上や6次産業化等による高付加価値化など、国際間・地域間競争へ対応した産業基盤の強化とともに、これからも地域で暮らすことができるよう、地域産業の振興が今後も重要となります。
- 人口が減少する中で、地域経済の活性化や賑わいの創出に向けてまちの魅力を町内外へ発信し、交流人口の拡大につなげていくことが重要です。

(3) 環境保全への取り組み

[社会の動向]

- 地球温暖化や生態系の崩壊、資源の枯渇など、地球的規模での環境問題が深刻化しており、環境負荷の少ない循環型社会への転換をせまられていることから、こうした現在の自然環境を次の世代へ手渡していくために、環境整備や教育など、幅広い分野で取り組みを展開していくことが求められます。
- 東日本大震災での東京電力福島第一原子力発電所の事故後、CO₂を排出する火力発電によって電力を賄ってきたこともあり、近年は再生可能エネルギーが注目されています。

[本町に求められる取り組み]

- 現在の自然環境を保全し、豊かな資源を次の世代へ引き継いでいくことは、今後のまちづくりにおいて重要な視点であり、「※環境共生社会」や「※循環型社会」の構築に向けた取り組みを展開していくことが求められます。

※環境共生社会：自然環境の価値をこれ以上損なわず適正に保全・利用するほか、負荷を減らすことによって、豊かな自然環境を将来にわたって継承し、その恵みを持続的に得ることができる社会のこと。

※循環型社会：廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。

(4) 価値観の多様化

[社会の動向]

- 価値観や暮らし方の多様化の動きは、社会経済情勢の変動や高度化、複雑化する情報の影響などを受けてさらに進展しています。
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）など、これまで以上に生活の質を重視する傾向が強まる中で、一人ひとりの個性や能力が活かされ、多様化する個々の暮らし方を尊重しながら、その個性や活力を地域社会にも反映し、社会全体として質的な豊かさを実現できるような仕組みが求められています。

[本町に求められる取り組み]

- 少子高齢化が進行する中で、女性の社会参加は、地域の活性化を図るためにも不可欠といえます。一方で、仕事と子育て、老親の介護との両立といった問題を抱えるなど、女性の社会参加の障壁となる状況もみられることから、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、家庭や地域、事業者が一体となって取り組んでいく必要があります。
- 人口の減少や核家族化、小家族化が進む本町においては、多様化する価値観や不安、悩みを共有する機会が減少し、地域で孤立することも考えられることから、様々な分野での相談支援体制のほか、地域内での見守り等の支え合いや地域コミュニティの強化なども必要です。

(5) 安心・安全に対する関心の高まり

[社会の動向]

- 世界各地で大規模な自然災害が多発している中で、国内でも東日本大震災等、大規模な自然災害が発生し、安全確保への意識が高まっています。
- 筐子トンネル天井板落下事故などを契機として、これまで整備してきた道路・橋梁、水道施設などの生活基盤や公共施設の老朽化対策などが深刻な問題となっており、対応が急務となっています。
- 犯罪の増加や低年齢化、学校への不法侵入、食品の安全性の問題、さらには健康を脅かす感染症の発生等を背景に、安心・安全な地域づくりがこれまで以上に求められています。

[本町に求められる取り組み]

- 国内で様々な自然災害が発生する中で、災害はいつ起きてもおかしくはない状況にあり、人的被害を限りなくゼロに近づける取り組みや、被害を最小化し早期復興を可能とするための減災対策は、引き続き重要となります。
- 本町においても人口減少社会の進行とともに、これまでに整備された公共施設や社会資本の老朽化に比例して、維持管理・更新コストの占める割合が加速的に増大すると想定され、今後は限られた予算の中で、効率的な整備へと移行していくことが求められます。
- 犯罪等に関しては比較的安心な地域である一方で、高齢化による歩行者、運転者の交通安全対策は今後さらに重要性が高まることが考えられます。

(6) 地方分権の進展・協働のまちづくり

[社会の動向]

- 国の構造改革や三位一体改革、地方の行財政改革などが推進されてきた中で、地方自治体の役割は大きなものとなり、多様化する行政課題や住民ニーズに的確に応えていくため、自律的な行財政運営体制を確立する必要があります。
- 国においては、平成26年9月に「まち・ひと・しごと創生本部」を発足させ、人口減少対策や地域活性化など、「地方創生」に向けた動きが加速化しています。

[本町に求められる取り組み]

- 本町においては、国の示す地方分権、地域主権への取り組みに対し、的確な対応を図るとともに、引き続き行財政運営の安定化を図っていく必要があります。
- 行政自ら行財政改革を積極的に推進し、効率化、適正化に努めるとともに、本町の目指す姿である住民と行政による協働のまちづくりを一層推進していくための取り組みが重要となります。
- 今後は財源や人材を有効活用し、多様な地域課題に対応していくためにも、まちづくりの過程や実践において住民参画を促進し、これまで行政が担ってきた分野での活動を、行政と住民による協働によるまちづくりに転換していくことが必要になっています。
- 住民がこれまでのような行政サービスの受け手から、まちづくりの主体となっていくよう、住民参加の仕組みづくりや地域コミュニティの充実が必要となっています。こうした住民参加のまちづくりのためにも、住民と行政との信頼関係の醸成が求められています。

5 今後のまちづくりに向けた重点項目の整理

(1) 少子高齢化への対応

● 安心して子どもを産み・育てる切れ目ない取り組み

次代を担う人材を確保、育成していくため、子どもを安心して産み、育てられる環境づくりに向けて、学校、地域、家庭等が一体となって子どもを育成するための環境づくりをしていくことが必要です。

● 高齢化に対応した支援体制の構築

高齢化の急速な進行状況を踏まえ、地域での生活支援や介護の必要な世帯の把握や支え合いのあり方を検討するなど、町内の人口構造に対応した、総合的なまちづくりを進める必要があります。

(2) 産業の活性化

● 地域資源を活かし、まちの活力や魅力の磨き上げ

町の知名度の向上、来訪者の増加を図るためにも、まちの魅力や活力、付加価値を一層高めていくことが必要です。

● 農林水産・商工・観光のバランスのとれた地域活性を図る

まちの地域資源を活かすとともに、地域経済の活性化を図るために、農林水産・商工・観光のバランスのとれた産業振興を図っていくことが必要です。

(3) 定住促進・交流人口の拡大

● UIJ ターンによる定住促進

進学や就職で一度は本町を離れても、UIJ ターンを希望する若い世代が、本町で働きがいを持って、安心して生活ができるよう、定住に必要な住まいをはじめとする「生活環境」や生計を立てるための「雇用・就労環境」の整備を図っていくことが必要です。

● 町内外・地域間等での交流人口の拡大

町内における地域間等の様々な交流、つがる西北五圏域をはじめ国内外の都市との交流を深め、まちの活力や魅力の強化と内外への発信を図っていくことが必要です。

(4) 安全安心な暮らしの確保

● 誰もがやすらぎと安心を感じられる

自然と共生しながらも、身近な地域における様々な生活不安を軽減し、住民生活の基礎となる生活環境の整備も引き続き重要となります。

また、高齢化の進行に伴い、移動困難者が増加することが考えられ、公共交通の利便性向上など、ライフステージに合った住まい・まちづくりを推進し、誰もが自立を目指せる保健福祉環境の推進が必要です。

● 自らの健康を維持・増進する

住民の健康の維持増進を支える施策を推進するとともに、広域的組織と連携したとした安心できる医療提供体制の構築が必要です。

(5) 住民と行政による協働の推進

● 地域で活躍する人材を発掘・育成する

今後のまちづくり、住民自治のあり方や担い手となる人材・団体の育成を図ることが必要です。

● 住民と行政とのコミュニケーションを広げる

住民や行政が協働してより良いまちづくりを実践していくため、町政の透明性を確保するとともに、住民の意見やニーズの把握、町政への反映を進めるなど、住民と行政とのコミュニケーションを広げ、相互理解を深めることが必要です。

(6) 持続可能なまちづくり

● 安定した財政力の維持・向上を図る

持続可能な行財政運営を行うために、職員の意識や能力の一層の向上を図り、住民に信頼される職員を確保・育成するとともに、効率的な行財政運営を行うことにより、安定した財政力の維持・向上に努めていくことが必要です。

● 豊かな自然環境の保全と継承

行政と住民等が協働して、循環型の持続可能なまちづくりを進めていくことが必要です。